

## 「業界毎に重要な人権課題（案）」に対する意見の募集について

2014年11月26日

ニッポンCSRコンソーシアム

ニッポンCSRコンソーシアムでは2012年9月より、様々な業種に属する企業やNPO・NGOの方々、学識有識者の参加を得て、企業が関与する人権への負の影響の特定に向けた議論を行って参りました。

昨年に引き続き本年も、その議論の結果を「業界毎に重要な人権課題（案）」としてここに開示し、下記の通り、皆さまよりご意見を募集いたします。

### 1. 意見募集の対象

業界毎に重要な人権課題（案）について

### 2. 資料の入手方法

CRT日本委員会HP上（2014年12月1日掲載予定）

[http://www.crt-japan.jp/files/humanrights\\_due\\_diligence/due\\_diligence.html](http://www.crt-japan.jp/files/humanrights_due_diligence/due_diligence.html)

### 3. 募集期間

#### (1) 意見募集期間

2014年11月26日（水）から2015年1月23日（金）（日本時間）

#### (2) 意見提出先・提出方法

以下の記入要領に従い、電子メールにて、ニッポンCSRコンソーシアム事務局（CRT日本委員会内、[info@crt-japan.jp](mailto:info@crt-japan.jp)）までご送付ください。なお、電話、FAX、郵送での送付及び匿名での意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。また、電子メールによる提出時のファイル形式は、Wordファイルとしてください。

#### (3) 記入要領

宛先：ニッポンCSRコンソーシアム事務局（CRT日本委員会内）

件名：「業界毎に重要な人権課題（案）」に対する意見

組織名および氏名：（部署名及び担当者名）

住所・電話番号・FAX番号：

経済人コー円卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室

電話: 03-5728-6365 FAX: 03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

#### (4) 募集意見

以下についてのご意見を募集いたします。ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付の意見記入用紙をご利用ください。

1. 本文書に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。
2. WEFグローバルリスクと人権課題およびビジネス活動との関連性のマップについて
  - (a) それぞれの業界が選択したWEFグローバルリスクは、それぞれの業界に大きな影響を与えるものだと考えますか。
  - (b) 参加NGO/NPOおよび有識者側から提起された観点について、本マップ上に取り込むべき具体的な課題はありますか。
  - (c) その他、マップに関するご意見がありましたら、記載ください。
3. 前年度策定の「業界毎に重要な人権課題（第二版）」について、修正すべき内容がありましたら、ご意見ください。
4. 最終報告書は2015年3月に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式や手続き等について、ご意見ください。

#### (5) 提出先及びお問い合わせ先

経済人コー円卓会議日本委員会内 ニッポンCSRコンソーシアム事務局

Tel: 03-5728-6365 Fax: 03-5728-6366 E-mail: [info@crt-japan.jp](mailto:info@crt-japan.jp)

#### 4. ご意見の取り扱い

皆様からいただいたご意見につきましては、今後の取組みにおいて参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。ご提出いただきましたご意見については、住所、電話番号、FAX及びメールアドレスを除き、ご意見の内容、氏名および団体名等のすべてを経済人コー円卓会議日本委員会のWEBページ上にて後日公開の予定です。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

経済人コー円卓会議日本委員会  
専務理事兼事務局長 石田 寛



経済人コー円卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室  
電話: 03-5728-6365 FAX: 03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

## 目次

1.	はじめに .....	4
1-1.	ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）実施の目的 .....	4
1-2.	人権課題の特定に向けた取り組み .....	5
1-3.	2014 年度の実施プロセス .....	6
1-4.	本文書における留意点 .....	8
2.	意見の募集について .....	9
2-1.	自由意見 .....	9
2-2.	WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性のマップ（添付 1）について .....	9
2-3.	昨年度策定の「業界毎に重要な人権課題（第二版）」（添付 2）について .....	10
2-4.	最終報告書を取り纏める際の形式や手続きについて .....	10
3.	ニッポン CSR コンソーシアム事務局（CRT 日本委員会）の見解 .....	12

### 添付資料

- 添付資料 1 WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性のマップ
- 添付資料 2 昨年度策定の「業界毎に重要な人権課題（第二版）」
- 添付資料 3 意見記入用紙
- 添付資料 4 2014 年度ステークホルダー・エンゲージメントプログラム  
（人権デューディリジェンスワークショップ）参加者一覧

## 1 はじめに

### 1-1. ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）実施の目的

ニッポン CSR コンソーシアムは、企業が単独ではなく NGO と共に人権課題について議論する場を設け、「企業と人権」の関連性について気付きを高め、人権に配慮した企業活動を促進すべく 2012 年 9 月に設立された。それ以来、3 年にわたり、ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を実施している。本プログラムには、企業からの参加者を中心に NGO/NPO や学識経験者、有識者の参加を得ており、2012 年度は 39 社および 11 団体 68 名、2013 年度は 15 社 12 団体 35 名、2014 年度は 34 社 17 団体他 68 名が参加した。

本プログラム実施の背景には、企業は予算や人員などの点で限られたリソースの中で人権課題に取り組みねばならないという実状がある。企業が関連しうる人権課題にはさまざまなものが存在し、ステークホルダーから多岐に亘る要望や要求が寄せられるが、その全てに対応することは不可能である。たとえ年に一度であったとしても企業と NGO/NPO との間で討議する場を設け、次年度において着手すべき人権課題が何かを議論して重点的に取り組む課題を特定することは、予算に基づいて計画的に対応する仕組みを持つ企業にとって現実的な手法であるといえる。

一方で、本プログラムでは活動の継続性も重視している。前述したようにあらゆる課題や要望を一度に解決することが不可能である以上、少しずつであっても解消に向けて努力を続けていくことが重要だからである。また、社会が企業に求める課題や要望は一定ではないため、その変化にいち早く気づくことが重要だからである。

ニッポン CSR コンソーシアムでは、本ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（Guiding Principles on Business and Human Rights<sup>1</sup>）が定義する人権デューディリジェンスの①企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置付け、その後の個々の企業における①人権への負の影響の特定、分析、評価、②適切な対処のための行動、③情報提供、④継続的追跡調査<sup>2</sup>につながる活動と捉えている。

ここに、2014 年 7 月から行ってきた議論の積み重ねの成果を公開する。本案に対し、関係するステークホルダーから忌憚なき意見をいただくことを期待している。いただいた意見の内容を可能な限り反映した形で、2015 年 3 月を目処に「業界毎に重要な人権課題（第三版）」を取り纏める予定である。

<sup>1</sup> [http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31\\_en.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)（アクセス日時 2014.11.26）

<sup>2</sup>参考：ヒューライツ大阪「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」フレームワークの実施のために」、[http://www.hurights.or.jp/japan/img/guiding\\_principles\\_digest.pdf](http://www.hurights.or.jp/japan/img/guiding_principles_digest.pdf)（アクセス日時 2014.11.26）

## 1-2. 人権課題の特定に向けた取り組み

ニッポン CSR コンソーシアムでは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Guiding Principles) に沿って、業界別に重要な人権課題の特定の取り組みを進めている。それぞれの年度における取り組みは以下の通りである。

2012 年度に開催の人権デューディリジェンスワークショップでは、UNEP FI (国連環境計画金融イニシアティブ) が策定した人権ガイダンスツール (Human Rights Guidance Tool) における「ビジネスに関連する人権課題と、ビジネスへの期待を特定する (仮訳)」(Identifying the human rights issues and expectations relevant to business)<sup>3</sup>を参考に、業界毎に重要な人権課題を特定した。結果は、「業界毎に重要な人権課題 (2013 年)」として公表した。

2013 年度は、前年度に策定した「業界毎に重要な人権課題 (2013 年)」について、さらにバリューチェーンの観点から深掘りを行った。結果は、「業界毎に重要な人権課題 (第二版)」として公表した。これは、各々の人権課題がどの部署における活動と関連しうるのかを理解する上で有用であると考ええる。

2014 年度は、前年度に寄せられたパブリックコメント「人権課題はその課題が発生する文脈に則して理解するべきだ」に対応すべく、(1) World Economic Forum がグローバルリスク報告書において特定しているグローバルリスク (以下、WEF グローバルリスク) 31 種のうち、特に相互関連性の高い WEF グローバルリスク 16 種を対象に、自業界に特に大きな影響を与えるものを選択し、(2) 選択した 16 種の WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性の把握に努めた。これは、自業界にとって人権課題が重要である理由や、社会課題と環境課題がダイナミックに関連づくことを理解する上で有用であると考ええる。

---

<sup>3</sup> <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/fundamentals.php> (アクセス日時 2012.11.01)

### 1-3. 2014年度の実施プロセス

以下の4つのステップを実施している。各ステップの詳細は以下の通り。



#### Step1

- 企業からの参加者（以下、参加者）は、NGO/NPO、学識経験者および有識者の計8団体／名より、企業活動を通じて侵害されうる人権状況とその背景についての説明を受けた。

#### Step2

- 事務局は、World Economic Forum, *Global Risks 2014 Ninth Edition* において取り上げられている WEF グローバルリスク 31 種の中から、特に相互関連性の高い 16 種を選択した（以下）。なお、WEF グローバルリスク 31 種の詳細については、以下を参考にされたい。[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GlobalRisks\\_Report\\_2014.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GlobalRisks_Report_2014.pdf)

<b>Environmental Risks: 環境リスク(3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Climate change 気候変動</li> <li>○ Extreme weather events 異常気象事象</li> <li>○ Water crises 水の危機</li> </ul>	<b>Societal Risks: 社会リスク(3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Political and social instability 政情不安定・社会不安</li> <li>○ Income disparity 所得格差</li> <li>○ Food crises 食糧の危機</li> </ul>
<b>Economic Risks: 経済的リスク(4)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Fiscal crises 財政危機</li> <li>○ Unemployment and underemployment 失業と不完全雇用</li> <li>○ Failure of financial mechanism or institution 金融メカニズムや金融機関の破綻</li> <li>○ Liquidity crises 流動性危機</li> </ul>	<b>Geopolitical Risks: 地政学的リスク(5)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Global governance failure グローバルなガバナンスの失敗</li> <li>○ Interstate conflict 国家間紛争</li> <li>○ State collapse 国家の崩壊</li> <li>○ Terrorist attack テロリストによる攻撃</li> <li>○ Corruption 腐敗</li> </ul>
<b>Technological Risks: 技術的リスク(1)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Critical information infrastructure breakdown 重要情報インフラの切断</li> </ul>	

- 参加者は、上記の WEF グローバルリスク 16 種の中から、自業界に特に大きな影響を与えると考える WEF グローバルリスクを3つ選択した。
- Step1 における NGO/NPO、学識有識者および有識者による発表内容を参考に、選択した3つの WEF グローバルリスクと人権課題（社会・環境課題）およびビジネスとの

関連性を検討し、その関連性を図表化（マップ）した。

### Step3

- 関連性の内容について、参加者、NGO/NPO、学識関係者および有識者間において議論を行い、不明点の明確化を図るとともに、NGO/NPO、学識関係者および有識者からコメントを受けた。事務局は、Step1～3におけるディスカッションおよびコメントの内容をもとに、本書を取り纏めた。

### Step4

- 事務局は、本書について、2014年11月26日（水）から2015年1月23日（金）（日本時間）の期間にパブリックコメントを実施する。

#### 1-4. 本文書における留意点

##### 1-4.a 重要な人権課題の業界毎の偏りについて

NGO/NPO や有識者などから企業に対して指摘される事項には、業界によってそのレベル感に偏りが存在する。これは、現時点における NGO/NPO や有識者などの問題認識のレベル感に温度差が生じている結果といえる。同様に言えることとしては、参加者間の意識の隔たりである。これは参加者が属する企業及び業界の状況によって、取り組み内容や意識に自ずとずれが生じることを示している。

##### 1-4.b 検討および分析の範囲について

今回の検討および分析の範囲には、以下を含めない。

- ・ WEF グローバルリスクおよび人権課題への対応については、今回の検討範囲に含めない。
- ・ 昨年寄せられたパブリックコメント「分類軸を再考すべきだ」については、今年度の取り組みの方向性に沿わないため、今回の検討範囲に含めない。今後の検討課題とする。
- ・ 今回は、WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性の大きさについて議論した。その強度については、今回の分析範囲に含めない。

##### その他

- ・ 今回のワークショップでは、昨年度策定の「業界毎に重要な人権課題（2013年）」の見直しは行っていない。



## 2 意見の募集について

以下の2-1.から2-4.までの4点についてのご意見を募集いたします。ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付の意見記入用紙をご利用ください。

### 2-1. 自由意見

本文書に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。

### 2-2. WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性のマップ (添付1) について

- (a) それぞれの業界が選択したWEFグローバルリスク3点は、それぞれの業界に特に大きな影響を与えるものだと考えますか。なお、検討対象とされたWEFグローバルリスク16種については本文書の6ページをご確認ください。

業種	WEFグローバルリスク		
物流業	異常気象現象	政情不安定・社会不安	重要インフラの切断
食品業	食糧の危機	所得格差	気候変動
製造業	気候変動	政情不安定・社会不安	腐敗
アパレル業	気候変動	政情不安定・社会不安	失業・不完全雇用
情報通信業	腐敗	異常気象現象	重要情報インフラの切断
金融業	政情不安定・社会不安	金融メカニズムの破綻	財政危機 または気候変動
製薬業	気候変動	所得格差	財政危機
化学・建築材料業	気候変動または水の危機	失業・不完全雇用	政情不安定・社会不安

- (b) 参加NGO/NPOおよび有識者側から以下の7つの観点について提起されました。これらのすべてまたはいずれかに関して、マップ上に取り込むべき具体的な課題はありますか。なお、10および11ページに記載の「マップに関する補足説明」および「7つの観点に関する発言内容」をご参照ください。

- i. 新規産業、産業の仕組みの転換
- ii. 包括的な子どもの権利
- iii. 児童買春
- iv. ダイバーシティ
- v. エネルギー、原発災害
- vi. 先住民族
- vii. 国際条約、海外での法規制、NGO/NPOによるデファクト・スタンダード

(c) その他、マップに関するご意見がありましたら、記載ください。

2-3. 「業界毎に重要な人権課題（第二版）」（添付2）について  
前年度策定の「業界毎に重要な人権課題（第二版）」について、修正すべき内容があると考えますか。対象業界、ページ数、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。

2-4. 最終報告書を取り纏める際の形式や手続きについて  
最終報告書は2015年3月に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式や手続き等について、ご意見がありましたら記載ください。

#### マップに関する補足説明

マップ上に表示された○および●の大きさは、WEF グローバルリスク、人権課題およびビジネス活動との関連性の大きさを示す。



#### 7つの観点に関する発言内容

提起された観点に関して、NGO/NPO、学識関係者および有識者からの発言内容は以下の通り。

- i. 児童労働や強制労働が発生する背景には、貧困や所得格差といったコミュニティ課題だけではなく、安い労働力を求めるビジネス側の需要がある。また、産業仕組み（遺伝子組み換え等）が変わることで需要が生まれるという視点にも留意するとよい。
- ii. 子どもの権利をより幅広くとらえるべき。「子どもの権利とビジネス原則<sup>4</sup>」に示されているように、子どもの権利は児童労働だけに限らない。親である若年労働者のディーセントワークが子どもに及ぼす影響、教育へのアクセス、ICT や通信業に関連してウェブコンテンツが子どもへ及ぼす影響、洗脳されやすい子どもに対するマーケティング手法の考慮、環境や災害が子どもに及ぼすリスク等、包括的な視点で子どもへの影響を捉えることが重要である。

例えば、課題「土地の所有権」に関連して、リスクとして「自主的な土地移転を促す協議」や「生産地を巡る土地所有権の争い」等が挙げられているが、その他に、従来からその土地に住みかつその土地の資源に依存して生活してきたコミュニティにとっ

<sup>4</sup> [http://www.savechildren.or.jp/scjems/sc\\_activity.php?d=1522](http://www.savechildren.or.jp/scjems/sc_activity.php?d=1522) （アクセス日時 2014.11.26）

での生産の手段の剥奪、居住権の剥奪といった人権侵害にもつながってくる。子どもにとっては、土地の移転によって教育を受けられなくなる（教育を受ける権利の侵害）等のリスクが発生し得る。

- iii. 児童買春の問題も自社と無関係ではないという認識を持ってほしい。日本の人身売買（性的搾取、JK ビジネスも含む）に関する法規制の整備、被害者用の救済システムの構築は非常に遅れている。日本の子どもの貧困率は過去最悪であり、貧困の延長として児童買春の問題が生まれているという背景もある。ビジネスと児童買春との関連性や相互作用についても考慮できるだろう。
- iv. 労働者に関する問題には、児童労働だけではなく、LGBT を含むマイノリティ、思想・信条・宗教、移民・難民・国内避難民等の問題も含まれる。ダイバーシティの観点も捉えることも必要だ。
- v. エネルギーに関連する視点が不足している。気候変動とエネルギーと政情不安定とは相互に関わり合いがある。例えば、エネルギー政策が安定しなければ政情安定は望めないだろう。さらに、エネルギー問題の中でも、特に原発利用においては原発災害のリスクを考慮する必要がある。
- vi. 先住民族の問題がある。
- vii. 国際条約の締結、批准、発効により企業がどのような影響を受けるかを考慮する必要がある（例えば、今年 12 月 24 日に「武器貿易条約」が発効する予定だが、これにより自業界が受ける影響を考える必要もあるだろう）。また、日本国内であまり議論されていない観点についての法整備が、他の先進国において進展することがある。さらに、（政府が関与するものに限らず）国際基準が日本政府や、国内の社会の意図とは別の形で策定され、適用される事例もある。想定外のことも含めて、より広い範囲から自業界が受ける影響や影響の関連性を理解する必要がある。例えば、FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）では、認証基準に関して「先住民族がいる国においては、ILO169 号条約を守っていない場合には違法伐採とみなしてもよいのではないか」という議論を行っている。日本はアイヌ民族を先住民族と認めているものの、ILO169 号条約を批准していない。そこにビジネスリスクが存在するだろう。

### 3 ニッポン CSR コンソーシアム事務局（CRT 日本委員会）の見解

参加の NGO/NPO、学識関係者および有識者の方から、「このワークショップは、ビジネスリスクやリスク回避を考えるものであり、ステークホルダーのリスクを考えるべき人権デューディリジェンスと呼ぶことは哲学的に間違っている」「NGO と企業は視点が違う。NGO は社会的弱者や不利益を被っている人の視点から企業行動に関心をもっている」「国連指導原則（以下、UNGPs）は、企業は人権侵害への加害者であり共犯者であるという前提に立っている。したがって、UNGPs は NGO/NPO 等からの視点のリスクに基づくものであり、企業目線のリスクでは対応できない」という指摘がありました。また、「人権デューディリジェンスは企業を守るためのものではなく、人権侵害を受ける人への配慮」という指摘がありました。さらに、「これは、ステークホルダーと企業との単なる出会いの場であり、ステークホルダーエンゲージメントとは言えない」「不測の事態は、みなさんが思っている以上に広い範囲から捉えなおす必要がある」「人権デューディリジェンスではなく、前提としての意識を整えるという試みであったという認識」という指摘がありました。

ニッポン CSR コンソーシアムの事務局を務める CRT 日本委員会では、NGO と企業とは異なる視点を持ち、ステークホルダーにとってのリスクとビジネスにとってのリスクは異なるものであるという認識を持っています。NGO は社会的弱者や不利益を被っている人の視点から企業行動に関心をもっているに対し、企業は企業価値向上の視点から自社の行動を考えるでしょう。しかし、社会的弱者や不利益を被っている人を発生させるビジネスが、長期的に企業価値を向上させることはできないでしょう。したがって、双方のリスクには極めて強い相関があると考えます。双方のリスクの違いではなく、そのリスクの相関性の強さに目を向けることが、今年度の取り組みの出発点です。

NGO と企業がともに双方のリスクの相関を認識しながらも、人権尊重に向けた協業やコラボレーションが進まない理由に、対応の必要性和喫緊性に対する双方の認識度合いのズレがあると考えます。したがって、NGO が人権課題の解決に向けて企業の力を得ようとするならば、その課題がいかにビジネスと関わり、企業価値毀損や企業価値の向上に影響を与えうるのかを企業の視点に歩み寄って説明する必要があります。一方で、企業が 10 年、20 年、30 年という長きにわたって企業価値の毀損を防ぎかつ企業価値の向上を目指すのであれば、自身のビジネスとステークホルダーの権利との接点をいち早く認識し、その接点におけるステークホルダーの視点に対して深い理解を得る必要があります。今回のパブリックコメントを受けて作成する、WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性のマップは、この双方の「歩み寄り」に資するものでありたいと考えています。

本ワークショップへの参加者は、WEF グローバルリスクおよびこれに関連する人権課題を所与のものとして静観していません。そうではなく、WEF グローバルリスクおよびこれに関連する人権課題への効果的な対応を目指すのであれば、その必要性和喫緊性を NGO と企

業間で共有するプロセスを外すことはできないと考えます。このプロセスを経ることで初めて、対応に向けた協働やコラボレーションが成立すると考えます。本取り組みはリスク回避を意図しているものでも、対応に向けた取り組みを排除するものでもなく、むしろ、ステークホルダーの権利を尊重し、リスクに対応するための重要な下地であると考えています。それは人権デューディリジェンスの工程に含まれ、そしてその成否を分ける、重要なプロセスだと考えます。

本プログラムが、企業と NGO/NPO との単なる出会いの場ではなく、ステークホルダーエンゲージメントの場となるためには、企業のみならず NGO/NPO の歩み寄りも必要です。WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性のマップは、主には参加企業が、WEF グローバルリスクと関連する人権課題およびビジネスとの接点について把握した内容を示すものですが、コメントをいただく皆さまには、是非、図表には表示されていない「企業にとっての不測の事態」も含めて具体的にご提起いただきたいと考えます。

NGO/NPO、企業、政府関係者、業界団体、消費者等、多くの皆さまからの忌憚なきご意見を期待します。

以上